

(総会による採決が必要な議題)
北海道園芸研究談話会 会期変更の理由

文責 談話会幹事(総務) 室

経緯

談話会幹事(会計担当)より、平成29年度(平成28年12月から平成29年11月まで)の会報(第50号)発行に向けて、資金不足の可能性が指摘された。

第1表 会計報告 抜粋

項目	金額		内容
	収入	支出	
資金残高	約 20 万円		平成 28 年 11 月末
支出見込み		約 26 万円	施設利用料、学生アルバイト代、校閲謝礼等
印刷代見込み		約 46 万円	第 49 号実績
会費納入見込み	約 50 万円		5 月まで(過去実績見込み)

問題点

・資金ショートの原因

会費の納入時期のピークが、年度当初(発表会当日まで)から、会報の発行後(振込用紙を添付に起因)に移行しており、会報の印刷時期(3月ごろ)に活動に必要な額の当年会費が納入されず、繰越金を運転資金として使用していた(解説 図1)。また、資金不足の直接的な引き金は、談話会 HP 作成費用(平成26年度)、施設利用の有償化(平成27年度以降)、赤字体質の放置(年度不明)等による繰越金の縮小であると判断された。

なお、第48号の発行過程において資金ショートの危機に前会計幹事は気付いたが、請求の不払いに至ることは無かった。その後、今期の総会に向けて決算資料を作成する過程で、現会計幹事から「第50号の印刷費が支払えない」との指摘を受け、今回の提案に至る。

・赤字体質の解析

平成28年度実績等を用いて事態を解析した。発表会および会報の発行(以降、2大活動)にかかる支出と会費収入との比較では、単年度の計算では赤字であった。2大活動関連の支出を、会員単位で割ると2,345円となり、個人会費では活動を支え切れていない。

会報は印刷・発送に約1,200円・冊のコストをかけていることから、年度会費未納会員に冊子を郵送すると、相当な額の先払いになる(平成28年度会費未納者112名×1,200円=134,400円)。

また、会報受け取り後に会費を納入する会員は、実質的には「後払い」となっており、会員が会報受け取り後に退会する場面(年度末の退会)では、会費納入後に退会していただかないと先払い支出が回収できない。

第2表 2大活動経費まとめ

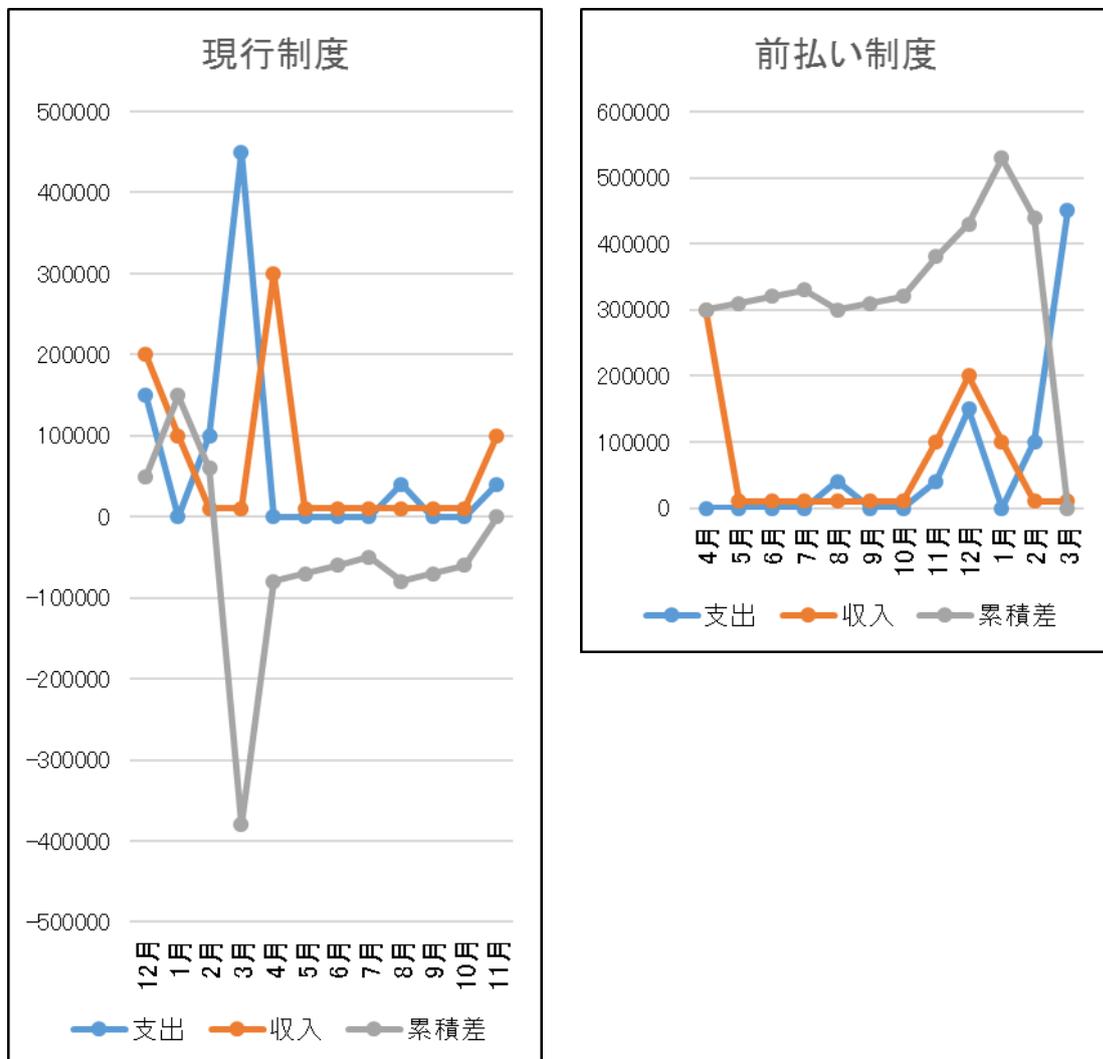
項目	平成28年度	内 容
会報印刷・送付	453,448	375部 (1,209円・冊)
原稿校閲謝礼	88,000	2,000円×49課題
施設利用料	88,200	学術交流会館
学生アルバイト代	70,000	発表会 運営手伝い
昼食代	27,545	発表会 幹事・アルバイト用
小 計	727,193	(2,345円・会員)(分母310単位)

第3表 当年会費納入状況(学生会員を除く・平成28年度)

会員数	会費	平成28年度		
		納入者数	割合	金額
個人 279名	2000円	167	59.8%	334,000
法人 31団体	5000円	31	100%	135,000
小 計 310単位	—	198	—	489,000

考え方解説図

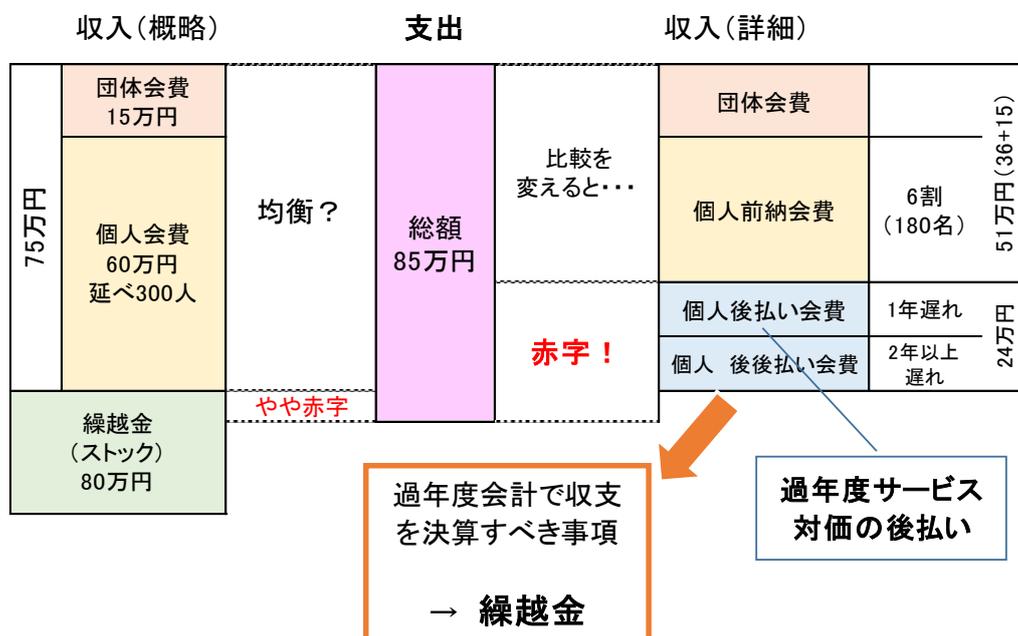
図1 収支のピークの移行モデル（収支のあった状態で作成）



現行：収支バランスが良くても一時的に資金が不足する → 繰越金でやりくり
つまり繰越金が運転資金として必要（会報発行にかかる経費程度）

前払い：収支バランスが良ければ資金不足が生じない
→ 繰越金を余剰資金として認識して問題ない

誤解 1 後払い会費の扱い



- ・毎年、過年度の会費納入も含め「収入」としていたが、当年度会費と過年度会費は別の区分で管理しないと収支を見誤る。
- ・4割の会員については、退会の際に（過年度の）会費を振り込んでいただけないと、先払いの経費が回収出来ない事態となる。

誤解 2 会報の費用負担の概念

活動年度と活動スケジュール

年	平 28 年		平成 29 年												平成 30 年			
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
予定		発			報									発			報	
現行			← 活動年度 →															

発；研究発表会、報；会報発行

- ・運用では、発表会前までに会費納入した場合（過去の納入履歴によるが）、その年の3月に発行された会報（感覚的には前の会報）の活動対価を支払った扱いとしている。その年の発表会への参加は可能だが、会報受け取りには次年度の会費を支払う必要がある。

提案内容

以上を整理し、まず「会費前納による運営」の厳密化が必要と判断される。

年度会費の未納者に会報送付する資金的余力のない現状においても、会報の発行が活動年度前半の事業であるため、「会費納入の確認前に会報を送付」(後払い)する状況である。よって、会費前納の徹底と納入状況の把握を容易にするため規約の変更を提案する。

(改正前) 規約 9 本会の会計年度は12月1日～11月30日までとし、総会前に監査を受けるものとする。

(改正後) 規約 9 本会の会計年度は4月1日～翌年3月31日とし、総会前に監査を受けるものとする。

・ 談話会の会計年度期間の変更により

- ・ 会費の納入期間を会報発行前に長期間設定出来る。
- ・ (会費の納入期限の設定により) 当年会費の未納者確定が容易となる。
- ・ 会報発送時に次年度の会費の納入をお願いできる (前納)。

を達成することを目的とする。

表 活動年度と活動スケジュール

年	平 28 年		平成 29 年										平成 30 年					
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
予定		発			報									発			報	
現行		← 活動年度 →																
提案						← 活動年度 →												
変更後		移行前 29 年度				新体制 29 年度												

発；研究発表会、報；会報発行

規約変更に伴う会運営の変更

- ・ 幹事の任期も合わせて変更される。
- ・ 平成 29 年度は、12 月から 4 月までの「移行前」平成 29 年度と 4 月から 3 月の「移行後」平成 29 年度に分けて管理をする。
- ・ 年度当初に開催する必要がある総会は、4 月開催の第 1 回例会と同時開催する。
- ・ 会報の送付を「会員に送る」から「当年会費を納入した会員に送る」に変更。
- ・ 会報バックナンバーの価格を、会費と同等にする (2,000 円)

他の運営ルールとの関係

- ・会費納入と会員資格の関係性は現状維持（未納4年目で強制退会）、未納会員にも諸連絡は行う
- ・会費納入回数の1回減（約15万円減収）を容認し、法人会員への直接的な影響を避ける。
- ・会報の発行・送付に伴う支出が決算前（3月31日）に間に合うか、運用してみないと明らかでない。
- ・規約上、発表会への参加は未納者も可能のため、不具合が大きければ規約を改正する必要がある。

具体的な活動予定

発表会後に、「移行前」平成29年度会費納入のお願い（1月末締め切り）を実施

→ 第50号は会費納入した会員にのみ送付

→ 新体制に移行後に改めて平成29年度会費納入のお願いを実施
（11月末締め切り）